中小企業信用保険法第2条第5項第2号の認定事務取扱要領

1 認定基準

- ・ 函館市内に会社の本店登記または事業実態のある事業所があること。
- ・ 当該事業活動の制限を行っている事業者と直接的又は間接的に取引を行っており、 かつ、当該事業活動の制限に20%以上依存していること。
- ・ 当該事業活動の制限が開始された日以降の最近1か月間の売上高等が前年同月比 10%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高等が前年同 期比10%以上減少することが見込まれること。
- ※ 創業後1年1か月を経過しておらず前年の売上高等を比較できない事業者や、事業 規模の拡大などにより前年の売上高を比べることが適当でない事業者も、認定の対 象となる場合があります。

2 申請必要書類

(1) 申請書 2部 ※押印不要

(2) 売上高等確認書 1部 ※押印不要

(3) 事業実態が確認できる資料

法人:現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書(発行から3か月以内,コピー可) 決算報告書のコピー(直近1期分)

個人:確定申告書の写し(直近1期分)

- (4) 指定事業者と直接取引・間接的な取引を行っていること、取引額がわかる資料
- (5) 売上高等が確認できる資料

法人:試算表,売上台帳,法人事業概況説明書の月別内訳など

個人:試算表,売上台帳,青色申告決算書の月別内訳など

- (6) 金融機関の代理申請の場合,委任状
- (7) 創業者等様式で申請する場合, 創業等の時期がわかる資料 (開業届等)

3 留意事項

- ・ 認定申請は、指定期間内(*)に限ります。
- ・ 申請書および売上高等確認書に記載する減少率は、少数点第2位以下を切り捨てて 記載してください。 (例:23.456…%の場合は23.4%と記載)
- (*)…「指定期間」は、経済産業省告示によるものとします。